

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年1月14日	
【会社名】	株式会社グルメ杵屋	
【英訳名】	GOURMET KINEYA Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椋本 充士	
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号	
【電話番号】	06-6683-1222(代)	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 森田 徹	
【最寄りの連絡場所】	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号	
【電話番号】	06-6683-1222(代)	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 森田 徹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	166,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社グルメ杵屋 東京支社 (東京都港区浜松町二丁目13番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成27年1月14日開催の取締役会の決議に基づくものであります。なお、取締役会決議に際し、割当予定先が当社と業務・資本提携関係にあり、本自己株式処分について当社の意思決定の公正性を確保する観点から、割当予定先の社外取締役を兼務する椋本充土氏、寺岡成晃氏を除いた利害関係のない取締役全員一致により決定しております。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規程に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	200,000株	166,000,000円	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	200,000株	166,000,000円	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
830	-	1,000株	平成27年1月30日（金）	-	平成27年1月30日（金）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行わないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社グルメ杵屋 総務部	大阪市住之江区北加賀屋三丁目4番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱東京UFJ銀行 梅田支店	大阪市北区角田町8番47号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
166,000,000	600,000	165,400,000

(注) 1 新規発行による手取金の額は、本自己株処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本自己株式処分に要する諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、本有価証券届出書作成・提出費用、アドバイザー費用等です。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金は、下記のレストラン新規出店及び改装のための費用に充当いたします。

具体的な使途	店舗数	投資予定額 (千円)	着手予定	完了予定	支出予定時期
うどん店舗設備	新規出店 2 店	43,000	平成27年 3 月	平成27年 4 月	平成27年 5 月
そば店舗設備	新規出店 2 店	53,000	平成27年 3 月	平成27年 5 月	平成27年 5 月～6 月
	改装 4 店	39,000	平成27年 4 月	平成27年 5 月	平成27年 6 月
和食店舗設備	新規出店 1 店	12,000	平成27年 3 月	平成27年 4 月	平成27年 5 月
洋食店舗設備	改装 1 店	15,000	平成27年 3 月	平成27年 4 月	平成27年 5 月
アジア店舗設備	改装 1 店	10,000	平成27年 4 月	平成27年 4 月	平成27年 5 月
合計	新規出店 5 店	108,000	平成27年 3 月～4 月	平成27年 4 月～5 月	平成27年 5 月～6 月
	改装 6 店	64,000			

なお支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

株式会社J B イレブン

名称	株式会社J B イレブン
本店の所在地	愛知県名古屋市緑区桶狭間切戸2217番地
最近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第33期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月24日 東海財務局長に提出 四半期報告書 第34期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月7日 東海財務局長に提出 第34期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月6日 東海財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との関係（平成27年1月14日現在）

株式会社J B イレブン

出資関係	株式会社J B イレブンは当社株式1,000株（0.0%）を保有しております。また当社は株式会社J B イレブン株式271,600株（7.7%）を保有しております。
人事関係	当社取締役の椋本充士氏、寺岡成晃氏は株式会社J B イレブンの社外取締役であり、当社常勤監査役の岩瀬余止秀氏は株式会社J B イレブンの社外監査役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	両社グループ企業相互間で原材料仕入関係があります。当社は株式会社J B イレブンの店舗設計業務の一部を受託しております。

c．割当予定先の選定理由

本自己株式処分の割当予定先である株式会社J B イレブンは当社と業務・資本提携関係にあります。この関係を一層強化する方向で両社が共に取り組むことが望ましいとの考えに到ったからであります。

すなわち両社グループ間における原材料の相互仕入関係の強化、出店・退店情報の共有による有利な店舗物件開発や退店費用の削減、店舗設計・運営に関するノウハウの相互活用、人材交流や教育システムの相互利用などをより発展させることによって相互に企業価値向上に寄与するための資本提携関係の強化であります。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 200,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本自己株式処分により同社が保有する当社株式について、長期的に継続して保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社J B イレブンの第33期有価証券報告書（平成26年6月24日提出）及び第34期第2四半期報告書（平成26年11月6日提出）における財務諸表より、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していること（平成26年9月30日現在、現預金554百万円）、加えて主取引銀行からの借入による資金調達が決定的であることを書面で確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを、以下のとおり確認しております。

株式会社「Bイレブン」は、株式会社名古屋証券取引所市場第二部に上場しており、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を定め反社会的勢力排除に向けた基本方針として反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め取り組んでいることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a．払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分の価額につきましては、当社普通株式が上場されており、市場価格を基礎として、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」を勘案し、5%程度のディスカウントを行う前提で割当予定先と協議の上、本自己株式処分に係る取締役会決議日（平成27年1月14日）の直前営業日（平成27年1月13日）の東京証券取引所における当社株式の終値である896円に対して7.4%ディスカウントの830円といたしました。当該処分価額830円は同直前1ヶ月間（平成26年12月14日から平成27年1月13日まで）の終値の平均値である888円（円位未満切捨）に対しては、6.5%のディスカウント、及び同直前3カ月間（平成26年10月14日から平成27年1月13日まで）の終値の平均値である874円（円位未満切捨）に対しては5.0%のディスカウント、及び同直前6カ月間（平成26年7月14日から平成27年1月13日まで）の終値の平均値である872円（円位未満切捨）に対しては4.8%のディスカウントであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお当社は取締役会決議に際し、割当予定先が当社と業務・資本提携関係にあり、本自己株式処分について当社の意思決定の公正性を確保する観点から、割当予定先の社外取締役を兼務する棕本充士氏、寺岡成晃氏を除いた利害関係のない取締役全員一致により決定しております。

また処分価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の見解につきましては適法である旨の見解を得ております。

b．処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、当社発行済株式総数22,610,359株に対して0.88%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成26年9月30日時点の議決権総数22,131個に対して0.90%（小数点以下第三位を四捨五入）と小規模なものであります。

今後業務・資本提携をより一層強化し、相互に企業価値向上に寄与するために行うものであり、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社MUKUMOTO	大阪府大阪市住吉区清水丘3-11-15	5,745	26.00	5,745	25.73
椋本 充士	大阪市住吉区	1,048	4.74	1,048	4.69
椋本 裕子	大阪市住吉区	933	4.21	933	4.18
西脇 あづさ	大阪市住吉区	853	3.85	853	3.82
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	481	2.17	481	2.15
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1-8-11	439	1.99	439	1.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	356	1.61	356	1.59
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	322	1.45	322	1.44
西脇 良彦	大阪市住吉区	264	1.19	264	1.18
グルメ杵屋社員持株会	大阪府大阪市住之江区北加賀屋 3-4-7	253	1.14	253	1.13
計	-	10,694	48.32	10,694	47.89

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しています。

2 株式数は千株未満を、割合は小数点第3位以下を、それぞれ四捨五入して表示しております。上記の他当社保有の自己株式209,557株（平成26年9月30日現在）は、割当後9,557株となります。ただし、平成26年10月1日以降の単元未満株式の買取り、買増し分は含んでおりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 [事業等のリスクについて]

「第四部 組込情報」に掲げた第48期有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 [臨時報告書の提出]

「第四部 組込情報」に掲げた第48期有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成26年7月1日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

平成26年6月25日に開催された当社第48期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会開催年月日

平成26年6月25日

(2) 議決権状況

議決権を有する株主数	8,282人
総議決権個数	22,125個

(3) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額268,848,108円

効力発生日

平成26年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役には椋本充士氏、森田徹氏、佐伯崇司氏、寺岡成晃氏、西村毅氏、東上床幸治氏の6名を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役に片岡篤氏、増本充香氏の2名を選任するものであります。

(4) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	賛成の割合	決議の結果
第1号議案	14,428個	35個	0個	(注)1	87.05%	可決
第2号議案	14,433個	30個	0個	(注)2	87.08%	可決
第3号議案						
椋本 充士	14,179個	285個	0個	(注)3	85.54%	可決
森田 徹	14,388個	76個	0個		86.81%	可決
佐伯 崇司	14,371個	93個	0個		86.70%	可決
寺岡 成晃	14,389個	75個	0個		86.81%	可決
西村 毅	14,392個	72個	0個		86.83%	可決
東上床 幸治	14,378個	86個	0個		86.75%	可決
第4号議案						
片岡 篤	14,401個	63個	0個	(注)3	86.88%	可決
増本 充香	14,397個	67個	0個		86.86%	可決

(注)1. 出席株主の議決権の過半数の賛成

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

第1号議案から第4号議案までのすべての議案は、株主総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第48期)	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第49期第2四半期)	自 至	平成26年7月1日 平成26年9月30日	平成26年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月24日

株式会社 グルメ杵屋

取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 健一	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	立石 亮太	印
----------------	-------	-------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グルメ杵屋の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グルメ杵屋及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グルメ杵屋の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社グルメ杵屋が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月24日

株式会社 グルメ杵屋
取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 健一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	立石 亮太	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「經理の状況」に掲げられている株式会社グルメ杵屋の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グルメ杵屋の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

株式会社グルメ杵屋
取締役会 御中

桜橋監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立石 亮太 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 川相 知正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グルメ杵屋の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グルメ杵屋及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。